

キューバ農業レポート④

キューバ農業の概要と農政の推移(下)

—農的社会デザイン研究所代表・蔦谷栄—

前回、キューバ農業の概要を踏まえて1990年の経済危機までの農業政策の推移について紹介した。今回は経済危機への農政対応とともに、それ以降の農政について確認し、併せて協同組織を中心とする担い手問題について考察する。

◇小農推進と新規就農者の増加

89年11月の「ベルリンの壁」崩壊を機に、一気にソ連・東欧の社会主義圏は崩壊に向かい、これらの地域と相互に依存する国際分業体制に取り込まれてきたキューバも経済危機に陥った。91年10月に第4回共産党大会が開かれて経済対策が決定され、多角的な国際関係の樹立や外国資本の導入と併せて、食料の国産化、有機農業への転換、国内資源を活用した産業発展（バイオエネルギーや薬品、飼料等）などによる自給的経済の発展を可能とする構造への再編が打ち出された。さらに国営農場の規模縮小と新たな協同組合形態である協同生産基礎単位（UBPC）の設置、食料自給化のための菜園地の貸与等も行われることになった。こうした背景には、エネルギーや化学肥料・農薬に依存してきた大規模農業が成り立たなくなってしまったこと、大量の化学肥料の使用や連作による土壌の劣化、国営農場の低生産性などの問題が存在していた。

国営農場の分割・縮小は、第1次農業改革以来、理念的には農地の個人分与を原則としながらも、実態的には生産性向上のため大規模化を推進してきた政策の抜本的転換を図ろうとするものだった。この背景には、生産性向上と土地所有とは切り離せない関係にあり、自らの所有地であることが高生産性につながると認識されるようになってきたことがあると考えられた。

92年の憲法でも、「『国民経済に貢献する限り』という条件はついているものの、小農の個人的活動を『支援する』と言う表現が新たに含まれ、小農の役割がいっそう積極的に評価されている」（後藤政子「90年代キューバにおける農業政策転換の基本理念」）。とはいえ97年までに自給農業のために個人分与されたのは4万3544戸に対し1万0883ヘクタールと、1戸当たり平均0.2ヘクタール強と小規模にとどまっていた。

その後、2008年には国内生産をさらに増加させて輸入を削減するため、遊休国有農地の利用権を意欲ある農業者に付与して活用させる「政令259」号が発令された。これは同年、相次ぐハリケーン被害に見舞われ、農業生産が大きく落ち込み、食料輸入に25億ドルを費やすことになったこともきっかけとなった。09年には、11万件の申請があり、うち、8万件が承認され、69万ヘクタールもの農地が流動化したという（吉田太郎「キューバ—都市農業は生き残れるか—」）。さらに12年10月末までに17.2万人に対し約150万ヘクタールの土地が引き渡され、新規就農者の増加を大きく後押しすることとなった（北中真人「キューバにおける農業—概要とJICAの取り組み」）。

◇担い手は五つの生産組織・形態に

キューバ農業の担い手は、現状、国営農場、協同組合生産基礎単位（UBPC）、農業生産協同組

蔦谷 栄一（つたや えいいち）

東北大学経済学部卒業、1971年農林中央金庫入行、熊本支店長、農業部副部長を経て、96年7月農林中金総合研究所基礎研究部長、常務取締役、特別理事などを経て、現在、農的社会デザイン研究所代表

〔主な著書〕

「地域からの農業再興」「共生と提携のコミュニティ農業」（以上創森社）「日本農業のグランドデザイン」（農山漁村文化協会）「農的社会をひらく」（創森社）など

合（C P A）、信用サービス協同組合（C C S）、独立自営農民としての個人農家の五つの生産組織・形態に分かれる。その特徴なり設置の経過等は次の通りだ。

(1) 国営農場

国が管理運営する農場。主に稲作やサトウキビなどの生産による経営が行われている。その経営規模は巨大で、稲作では一つの国営農場で2～3万ヘクタールを経営している。分割やU B P Cへの転換が進められてはきたが、一方では実験農場をはじめさまざまな機能を備えた新たな国営農場も開設されている。

(2) 協同生産基礎単位（U B P C）

経済危機を受けて大規模経営が困難となった国営農場を分割し、1994年に誕生した協同組合。土地所有権は国に属するなど、農業生産協同組合（C P A）とは性格が異なる。U B P Cは、現在キューバ全国の農地の42%を占めるが、生産性は低い。

(3) 農業生産協同組合（C P A）

自営農民が自分たちの土地や生産手段を持ち寄り協同組合所有化した組織。共同作業によって運営、賃金や利潤は労働時間に応じて分配される。土地や生産手段、生産設備の使用権・所有権は協同組合に属しており、栽培作物は政府との契約で決定され、生産物はすべて国の買い上げ機関に引き渡すことが義務付けられている。1977年から推進されてきた。

(4) 信用サービス協同組合（C C S）

自営農民が国から共同で融資を受けたり、農業資材や機械を共同購入し、共同で使用したりするために組織された協同組合である。農民は自分の土地の所有権を維持しており、基本的に自営農民がそれぞれ自分で経営を管理する。必要な時には共同で作業することもある。革命直後に行われた第1次農業改革の際に制度化された。

(5) 独立自営農民

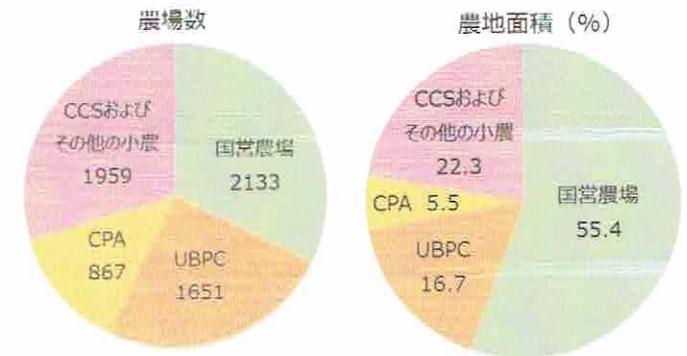
個人農家で、協同組合に属さない独立自営農民が2万人弱存在する。

以上が担い手となる生産組織・形態だが、所有形態別農場数・農地面積は図1、所有形態別農地面積の変遷は図2の通りだ。

近年は国営農場、U B P C、C P Aといった大規模農業形態が減少傾向にあり、代わってC C Sおよび個人農家による個人経営の小規模農家が増加している。これは食料増産を目指す中で、生産性は大規模経営よりも小規模経営のほうが高いことから、政策的に小規模経営へと誘導していることによる。農業就業人口80万人のなかでC C S傘下の農民は約16万人と5分の1を占め、最も生産効率が高いとされる。

なお、ソ連が崩壊した後、キューバの軍隊の一部は農業を行うようにもなっており、また大学も含めた学校では授業の一部を農業に当てるなど、「徴農制」に近いことも行われている。

図1 所有形態別農場数・農地面積（2015年6月現在）



原注) 出典：Anuario Estadístico de Cuba, 2015より筆者作成
出典：後藤政子「キューバ現代史」

図2 所有形態別農地面積の変遷



原注) 出典：ONE
出典：北中真人「キューバにおける農業」